

# 村上市くらし応援商品券 取扱事業者募集要項

## 1. 趣旨

物価高騰の影響を受けている市民の消費の下支えと市内経済の活性化を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、「村上市くらし応援商品券発行事業」を実施するにあたり、本商品券を取扱う事業者を募集するもの。

## 2. 商品券事業の概要

- 配布対象者 全住民（基準日時点で市内に住民登録がある者）
- 発行部数 52,300 セット（発行総額 5 億 2,300 万円）
- 発行内容 1 セット 10,000 円分（額面 1,000 円券×10 枚（共通券 6 枚・専用券 4 枚）
- 商品券種類 ①共通券…全ての取扱店で利用可能  
②専用券…地元取扱店のみで利用可能  
**※市内に本店（本社）のない店舗では利用できません**
- 利用期間 令和 8 年 3 月 5 日（木）～令和 8 年 9 月 30 日（水）

## 3. 取扱事業者の要件

下記（1）（2）のいずれかに該当し、下記の誓約事項に同意する事業者

- (1) 村上市内に本社（本店）を有する事業者
- (2) (1) 以外の市内に店舗や事業所等がある、建設業、小売業、飲食業、サービス業、その他（民間の医療機関、薬局や介護・福祉事業等を含む）の事業者。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

### <誓約事項>

- ・村上市暴力団排除条例第 2 条 1 号から第 3 号までに該当しないこと。また、当該暴力団等と密接な関係を有しないこと
- ・商品券の購入・換金において不正な行為をしないこと
- ・その他法令または公序良俗に反していないこと
- ・市が本事業に関して調査等を行うときは協力すること
- ・市のホームページ、その他広報媒体への掲載に同意すること

## 4. 取扱店登録方法

下記のとおり、令和8年9月30日（水）までにお申し込みください。

※登録料はかかりません。

※登録完了後、ポスターとのぼりを送付します。

### ■令和7年3月発行（令和7年3月～8月実施）の村上市プレミアム商品券取扱店

引き続き自動的に取扱事業者及び店舗として取り扱います。

登録を抹消される場合のみ下記担当までご連絡ください。

### ■新規に登録を希望する事業者

登録を希望する事業者は、所定の「村上市くらし応援商品券取扱店申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、郵送・メール・FAXのいずれかの方法でお申し込みください。

## 5. 取扱事業者の業務

- 商品券利用期間中は、発行者が配布するポスターとのぼり旗を提示して登録店であることを周知する
- 商品券利用期間内に商品券を持参した方に、記載金額に相当する商品やサービスの提供を行い、額面に満たない利用の場合、釣銭は出さない
- 受け取った商品券は、再流通を防ぐため厳重に管理する
- 利用者より商品券を受け取る際に、偽造された商品券であるか確認する。偽造と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、すみやかに発行者まで連絡する
- 受け取った商品券を換金するため、発行者が指定する方法により換金手続きを行う
- 受け取った商品券を換金せずに他の取扱店で使用しない
- その他、本事業の趣旨に反する行為は行わない

## 6. 商品券の換金・請求手続き

### (1) 請求方法

- ①専用の商品券事業請求書に必要事項を記入する
- ②使用済み商品券を添えて請求窓口まで直接持参する（※手数料はかかりません）
- ③請求者名と口座名義人が異なる場合は、請求手続きの初回のみ委任状の提出が必要

※振込先口座が市に登録されていない事業者は、請求手続きの初回到口座振替申込書の提出をお願いします

※請求頻度は事業所・店舗のご都合によります（週に1回、月に2回など）

※大量の商品券（概ね500枚以上）の請求手続きの際は、事前に請求窓口にご連絡ください

## (2) 請求期間

- ・ 令和8年3月5日（木）～令和8年11月2日（月）
- ・ 午前9時～午後4時まで（土・日・祝日を除く）

※請求期間を過ぎた場合、無効となります

## (3) 請求窓口

村上市役所 地域経済振興課（村上市三之町1番1号 市役所3階）  
荒川支所 産業建設課（村上市山口444番地）  
神林支所 産業建設課（村上市岩船駅前56番地）  
朝日支所 産業建設課（村上市岩沢5611番地）  
山北支所 産業建設課（村上市府屋232番地）

## 7. 支払い（振込）

原則、請求から4営業日以内に指定口座に振り込みます。

## 8. 利用対象外となる物品・サービス

- たばこの購入
- 未払金の決済、事業者間の商取引
- 換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカードなど）
- 国や地方公共団体への支払い（税金、施設使用料、水道料金、市指定ごみ袋など）
- 公共サービス（電気料、ガス料、NHK受信料など）
- 土地、家屋の購入、住宅新築、補助金を活用したリフォーム工事費用
- 取扱店舗が指定する商品券利用除外商品

## 9. その他

- 商行為以外での商品券の利用や不正による商品券の利用が発覚した場合は、支払い金額の全額を返還してもらうほか、取扱店としての登録を取り消します。
- 本要項は今後予告なく変更の可能性がありますのであらかじめご了承ください。

## 10. お問い合わせ先

村上市地域経済振興課経済振興室

TEL：0254-75-8942 FAX：0254-53-3840

Eメール：keizai-ss@city.murakami.lg.jp